

第3回日進市障害者基本計画等策定・評価委員会 議事録

日 時 平成25年10月1日(火) 午前10時～午前11時55分
場 所 日進市中央福祉センター 2階集会室

出席者 <委員>川井直博(委員長)、石垣儀郎(副委員長)、谷口節子、高山延晃、
河合美夕紀、宮田恒治、成田ゆき江、小野田笑子、鈴木重行、
志水くに子
<事務局>福祉課：真野課長、小出課長補佐、小塚係長、久野主任

欠席者 佐野龍司、桜井政信

傍聴の可否 可

傍聴の有無 3名

- 次第
- 1 あいさつ
 - 2 議事
(1) 障害者基本計画後期計画検討部会の検討状況について
 - 3 その他

事務局 定刻になりましたので、平成25年度第3回日進市障害者基本計等策定・評価委員会を開催します。

本日は、佐野委員、桜井委員のご両名のご都合により欠席との連絡が入っております。なお、石垣委員については所要により途中退席となります。従いまして、委員12名のうち、10名の方が出席されておりますので、過半数以上の出席により、本委員会の設置要綱第6条第2項において本日の委員会は成立いたします。それでは始めに、川井委員長よりご挨拶をお願いします。

委員長 あいさつ

事務局 ありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議資料の確認をお願いします。

(事前配布資料及び当日配布資料の確認)

資料が不足している方がいらっしゃいましたら、声をかけていただければと思います。

それでは、これからの議事の進行につきましては、川井委員長にお願いいたします。

委員長 それでは、これからの議事の進行についてみなさんのご協力をよろしくお願いたします。

議事に入る前に本日は、傍聴者が3名希望されていますが、内1名が途中から傍聴したいということです。途中入室についての規約は特にありませんので、みなさんのご了解を得たいと思いますが、入室を承認してよろしいですか。

(異議なし)

それでは3名の内2名の傍聴者の入室をお願いします。残り1名の方は後ほど入室していただきます。

(傍聴者入室)

委員長 それでは、議事に入ります。

議事「(1) 障害者基本計画後期計画検討部会の検討状況について」になりますが、

後期計画については平成26年度から5年間の計画になります。内容は前期計画を踏襲して計画案を策定するというのですが、検討部会の検討状況については、事前に送付された資料に、会議の要旨があるかと思います。

また、検討状況を踏まえた計画素案も事前に配布されていますので、本日の議題は計画内容の検討が中心となります。委員のみなさんにご意見を順番にいただいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは検討部会の検討状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料説明

委員長 ただいま、事務局から検討状況についての説明がありました。検討部会の状況や計画素案について、何かご質問やご意見等がございましたら、発言をお願いします。

委員 計画素案について字の間違いが多く見受けられるので、訂正をお願いしたい。また29ページの「後補充」とはどういう意味でしょうか。

事務局 特別支援コーディネーターを担っている教員が各学校に必ず配置されていますが、コーディネーター業務によって、その教員が担当する授業に支障がある場合に、代わりに授業を担当することをコーディネーターが抜けた「後に補充される」教員といった意味になります。

委員長 誤字脱字については、気づいた点を適宜事務局に伝えてください。

委員 この計画の中にも専門用語の解説はありますが、実際に社会の中で生活する方が計画の内容と記載されている支援を聞いて、どれくらい理解出来るかが不安です。実際に発達障害の親が発達障害の子を育てている場合もありますが、その方たちにどういう説明をしていくのか。例えば民生委員が説明をしていくのか、目の見えない方については点字でという方法も話があったかと思いますが、そのように理解に差がある対象者に汎用性のある計画作りを検討していかなければならないと思います。内容としてはある一定水準の記載方法にはなるとは思いますが、みんなにわかりやすい内容でまとめていくということを心掛けていただきたいと思います。

委員 そういった計画等を説明する人を配置するという話は進んでいるのか。

事務局 アンケート調査にもあったように身体障害の方については、情報を提供してくれれば良いという結果があり、精神や知的障害の方については、情報を理解することに困難があるのがわかっています。そういった方には相談支援専門員が相談を受けながら必要な情報をわかりやすく説明をする必要があります。そのため、今回の計画の中にも情報の提供を希望する方に対してはホームページの作成など情報を得やすくする支援体制について記載していますし、本人だけでは理解するのが困難な方に対しては、相談支援の体制を強化するという事を盛り込んでいます。

また、前期計画に相談支援体制の整備の記載があり、障害者福祉センターにおける相談支援の体制構築は、ある一定レベルで整備は済んでいますが、後期計画では相談支援の強化改善ということをしていくことになると考えています。

委員 相談支援については、求めていかなければ支援を受けられなかったり、そういう支援があることさえ知らない人も結構いると思いますが、支援を必要とする方の所に行くということはしないのでしょうか。

事務局 巡回相談は既に行っています。また、本人からでなく家族から支援の依頼があっても伺っています。

委員 その場合も、家族が求めないと支援を受けられないと思いますが、全く求めなくて放置されている方も多いと思います。

事務局 何らかの困難が発生している話があれば、民生委員や地域の方のご協力も得ながら何らかの対処はするのですが、本人が求めていないのに勝手に出向くというのは出来ません。

委員 自分で発信出来ない人をどうするかというのは考えていかなければなりません、保健所や病院等の現場で支援を希望した場合にも、専門員はきてくれるのか。また、専門員の人数は足りているのか。ハードが整っていてもマンパワーが不足していると支援としては十分でないと思いますが、現状はどうでしょうか。

委員 現在、相談員は5名配置されていますが、そういった現場にも伺うこともしています。人数については、多く配置すればより細かいサービスも可能かもしれませんが、需要と供給のバランスを考えながらの配置を考えなければなりません。現状として一定の水準の人数を確保していると考えています。

委員 民生委員は現在でもとても多くの仕事を抱えています。民生委員の中でも障害についてどの程度理解しながら地域の中で活動されているかという点については課題があると考えています。素案の47ページに市職員への研修について記載がありますが、同様に民生委員に対しても研修は必要かと思います。

事務局 民生委員等の研修については45ページに記載してあります。

委員 今後見込まれている国の計画等も今回の計画には盛り込むのか。

事務局 施行が決定しているものについては、盛り込んでありますし、具体的に決定していないものについては、国の動向を見極めながらといった表現等で記載していきます。

委員 民生委員の仕事は既に手一杯であるかと思うが、民生委員の補佐的な人については考えられているのか。

事務局 今年度改選の時期を迎えますが、定員を増やす等、民生委員の負担を軽くするという検討は行っています。ただ、現在、民生委員の下部的な組織の編成等については、本計画の範囲から外れると考えますし、今のところ具体的な動きはありません。

委員長 今までの意見としては、わかりやすい計画にすることを大前提とすること、相談に行けない人についての検討、気づく人やサポート体制の検討についてがあげられました。支援を求めることが出来ない人に対しては行政職員や民生委員が訪問するというところもあるかと思いますが、孤独死の問題などは障害者に限ったことではないかと思います。その中でも障害者に関係することで、何らかの問題提起をしていければ良いかと思います。今結論付けるのは難しいと思いますので、みなさんで知恵を絞って検討していければと思います。

委員長 それでは、素案の第4章について、何かご意見はありますか。

委員長 「合理的な配慮」というのはわかりにくい表現かと思います。

事務局 用語については、差別解消法にもありますが、障害者権利条約から引用しているものであるため、文言変更は難しいが、意味合いとしては、例えば段差で困っていたら手を差し伸べてあげてくださいといったものになります。国からも具体的

な例示は提示されていないのが現状ですが、本計画では80ページの用語解説をもう少しわかりやすくした文章にしていきたいと思います。

委員長 各専門用語については、下線を引くなど、後ろにある用語解説に説明があるというのがわかりやすい記載方法を検討してください。

事務局 素案段階ではしていませんが、最終的にはそのように記載予定です。

委員 26ページの中に、市の虐待防止センターの役割なり動きについて記載した方が良いと思います。

事務局 権利擁護に対する体制づくりの検討については記載していますが、虐待防止センターとの関連について記載方法を検討します。

委員 今回の計画策定後に国の計画で決定されたものは、基本計画になくとも障害福祉計画に盛り込む等で対応していくのか。

事務局 法令等において、市がやるべきと決定されたものについては、基本計画等になくとも対応していきます。

委員 地域で障害者を受け入れるような雰囲気が高めるような施策が望まれます。

委員 商工会の反応やアンケート調査の結果でも地域で障害者を受け入れる状況があまりなく、理解が進んでいないと感じます。そういう雰囲気が育っていません。

委員長 養護学校でも高等部の働き先を探しても喜んで受け入れる企業は少ないが、昔に比べるとかなり理解はされてきているようには感じます。学齢期は学校があるので居場所はあるが、就労する場面で機会がないという問題が多いです。

事務局 現在も自立支援協議会の専門部会に就労部会があり、検討を行っていますが、商工業者の方には徐々に理解を広げていくしかないかと考えています。今回の計画でも雇用就労機会の拡大促進を盛り込んでいますが、法律においても障害者優先調達推進法が制定され、障害者の雇用の促進に関する法律も先般改正されました。平成30年から精神障害者も障害者の法定雇用率の中に含まれるということが決まっています。今後数年の間に徐々に取り組みは進んでいくかと思しますので、関係する情報を商工業者にもきちんと提供していくという周知施策について計画に盛

り込んでいければと思います。

委員 民間だけでなく、市でも雇用して欲しい。

事務局 市は現在でも法定雇用率以上に雇用はしています。市での雇用だけでは一部の人への対応となるので、他の多くの事業者も含めての計画を考えなければならないと考えています。

委員 軽度の障害者だけでなく、重度の人も雇って欲しい。障害特性が生きるような障害特性に応じた働き場が必要です。

委員 我々も含めて障害に対する知識が不足していると思います。個人的には児童期に障害に関する授業をカリキュラムに入れてもらえると良いと感じています。この辺りは特に国の動向を気にせず自治体独自でも取り組めるのではないかと思います。

委員 保育園の運動会などでも障害のある子どもは参加していますが、周りのみんなが応援してくれて、みんなで見守る雰囲気と本人がいきいき輝ける居場所があります。そういった日常の保育の中でも障害者と接する機会があると良いと思います。

事務局 学校の中での福祉教育については47ページに記載していますが、以前からも社会福祉協議会が福祉実践教室という取り組みを各小中学校で行っている実績があります。ただ、その教室でも身体障害を中心となっており、精神障害や発達障害等の情報提供は出来てはいないと思うので、これらの意見を社会福祉協議会にも伝えさせていただいて、今後検討していきたいと思います。

委員 乳幼児からの個別の療育について、29ページのような集える場の整備や、発達が気になる子などの遊べる場所の整備、家族支援は重要かと思います。

委員 障害者としてみたときには基本的には良い計画ではないかと思うが、防災の面から考えたときには、障害者の方が災害時要援護者の登録を申請していない場合にも安否確認出来るような体制作りが必要ではないかと考えます。

事務局 阪神大震災の時には災害時に個人情報提供を行ったことで訴えられたこともあったと聞いています。市の制度も本人やご家族が希望した場合にのみ登録するような仕組みになっています。しかし、東北で震災があったときにそれでは機能し

なかったことという話があり、個人情報の保護について国が議論している段階です。現在は国の動向を見守っている状況です。ただ、制度を知らないで登録しないということは防いでいきたいと思いますので、対象の方への周知はしっかり行っていきたいと考えています。また、この件に関しては所管である危機管理課の方で国の動向に合わせた対策が行うことになると思いますので、現段階では今回の計画の中で具体的な記載は難しいと考えています。

委員 周知活動をする中で、要援護者台帳への登録をおすすめしても断られたり、登録しても電話番号は教えてくれなかったり、まだまだ個人情報の壁は厚いと感じます。消防署との連携で行っている安心安全カードについては市からの情報を基に対象者に配るなど、民生委員としては細かく周知はしていますが、台帳に登録していただきたいと思う人にしていただけなかったり、難しいということを感じています。

委員長 実際に避難したときに避難所で生活出来ない場合が多いと思いますが、なるべく地域で福祉避難所といった場所が多く出来るといいと思います。

委員長 40ページの障害のある子の保護者同士の団体についての支援は具体的にどのように行っていきますか。

事務局 検討部会の方でメンターの取り組み支援よりも親同士の集まりの支援の方がより効果的ではないかという意見を受けて記載したのですが、具体的にどう育成するかまでは現状議論出来てはいません。ただ、親の会に限らず、ボランティア団体等の育成については障害者福祉センターにおける人材育成事業の一部として取り組み始めていますので、そういった団体のバックアップをしていくというのがイメージとしてはありますが、具体的な施策については今後の検討課題です。

委員長 具体的に取り組むのは誰か。市で団体を作るというのは難しいと思いますが。

事務局 具体的には出来上がってきた団体を支援したり、事業所でも利用が終わって行き場がないといった方たちの要望があれば、グループ化をバックアップしていくといった形で行われるのではないかと思います。地域生活支援センターの機能として、また、障害の方たちの支援のひとつとしてこういった取り組みも必要ではないかという意味で記載しています。

委員 38ページの意識啓発はこれから行っていくということか。

事務局 今後5年間での計画でということになります、これから行っていくことになります。

委員 スポーツセンターの利用についてはサポーターをつけないと利用出来ないと聞いたことがあるが、公共施設の改修というのはスポーツセンターも含まれるのか。

事務局 スポーツセンターも含まれます。

委員長 施設設備については、障害者にとって使いにくい面に関して改修していくということかと思いますが、実際に利用する人に対して体育館の人や市の職員がサポートするのは難しいですし、使う方がサポーターを用意するといった趣旨の記載かと思いますが。

委員 現状としてサポーターを行っているのは家族で、市の支援はありません。

事務局 その辺りはまさに合理的な配慮であるかと思いますが。どれだけ周りの人が配慮出来るかということもありますし、サポーターという制度まで作って全ての人を支援する必要があるのかというと多くの障害者は必要ないのではないかと思います。

委員長 よろしいでしょうか。検討部会の検討内容については資料でも配られておりますので、目を通しておいてください。
では、これで議題を終了します。その他について、事務局から報告等がありますか。

事務局 資料説明

事務局からの連絡は以上です。次回の委員会の開催は、11月14日の木曜日に市役所本庁舎4階第3会議室で行いますので、よろしく申し上げます。
これで、第3回日進市障害者基本計画等策定・評価委員会を終了します。本日はありがとうございました。

(午前 11 時 55 閉会)